令和9年度入所用

朝倉市学童保育所入所案内



＊学童保育所についてはこちら

朝倉市子ども未来課子育て支援係
838-0068 朝倉市甘木232-1
0946(28)7568(直通)
ホームページ http://www.city.asakura.lg.jp

目　次

１ 学童保育所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

２ 入所できる要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

３ 入所までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

４ 入所申込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

５ 入所調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

◇申込みに必要な書類

①朝倉市学童保育所入所申込書兼延長保育利用申請書

②朝倉市学童保育所入所用　勤務(勤務内定)等証明書
（**保育所入所用に就労証明書を取得された方はその写しでも可**）

③朝倉市学童保育所入所用　就労状況等申告書(勤務証明書等以外)

④朝倉市学童保育所入所児童の保健調査票

⑤学童保育所保育料減免申請書(様式第1号(第3条関係))【該当者のみ】

⑥届出書(障がい等があり特別な支援が必要な児童のみ)

＊申込みに必要な書類は朝倉市ホームページからダウンロードが可能です。

＊児童の保護者(父・母)、同居の祖父母(65歳未満)の方は、②、③のいずれか該当するものを提出してください。

◇関連様式

学童保育所入所(申込取下・辞退)届
学童保育所保育料減免事由変更(消滅)届(様式第3号(第4条関係))
学童保育所退所届出書

学童保育所の入所申込みにあたっては、必ず本入所案内をお読みいただき、記載内容をご確認のうえ、申込みを行ってください。

1 学童保育所の概要

（1） 設置目的

保護者等の労働又は疾病等の理由により、昼間保護者のいない家庭の児童の健全な保育を図ることを目的とし、学童保育所は設置されています。

（2） 運営者

条例に基づき、市が設置した学童保育所及び民設の学童保育所において、指定管理者及び委託にて管理・運営を行っています。

（3） 対象者

市内小学校に在籍し、放課後、保護者が就労等により家庭で保育できない1年生から6年生の児童が対象になります。

（4） 開所日

開所日は月曜日から土曜日です。

（5） 開所時間

区　　分	開所時間	延長時間
平　　日	放課後～午後6時	午後6時～午後7時
土曜日・長期休業期間等	午前7時30分～午後6時	午後6時～午後7時

＊学童保育所によって異なる場合があります。詳細は学童保育所へお問い合わせください。

（6） 閉所日 日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)、市長が特に必要と認めた臨時休所日

（7） 保育期間 令和9年4月1日～令和10年3月31日(1年間)

（8） 保育内容

①放課後の遊びを中心とした集団生活の場です。
②学年の異なる児童が仲間となって活動します。
③集団生活の中から、社会性など健全な保育を図ります。
④2人以上の放課後児童支援員が健康・安全・情操・生活習慣等に配慮して保育します。

（9） 保育料

①保育料　　月額 6,800円
延長保育料　30分まで　　1回 100円
30分を超えてから1時間まで　1回 100円

＊保育料は途中入退所した場合でも保育料は月額での納付になります。

②納付方法
学童保育所にお問い合わせください。

(10)保育料の減免

①対象:保育料(延長保育料は対象になりません)

	減免事由		減免額	確認書類
1	生活保護世帯		保育料の全額(ただし、生活保護の就労に伴う必要経費として控除される額及び雇用保険の求職活動関係役務利用費として給付される額を除く。)	生活保護受給証明書
2	市民税非課税世帯		保育料に2分の1を乗じて得た額	所得・課税証明書又はこれに類するものの写し
	父子・母子世帯			児童扶養手当証書、ひとり親医療証又は戸籍抄本の写し
3	第3子(第1子・第2子ともに学童保育所に入所している児童に限る。)		保育料の全額	
4	里親世帯		保育料の全額	里親委託通知書
5	利用する児童の属する世帯が、震災・風水害・火災その他これに類する災害により現に居住する家屋に被害を受けた場合	全壊、大規模半壊、全損	基準日の属する月以降の保育料の全額	官公署の発行するり災証明書その他市長が必要と認める書類
		中規模半壊、半壊、半損	基準日の属する月以降の保育料に2分の1を乗じて得た額	
6	その他市長が特に減免の必要があると認める場合		市長が認める額	市長が認める方法

＊減免理由5については、り災証明書に記載しているり災日を基準日とします

＊確認書類については、省略できる場合があります。

②申請方法 **減免申請書は、入所申込時に必要書類を各学童保育所に提出してください。**

③注意事項

(ア)減免申請は年度ごとの申請が必要です。

(イ)減免の適用は、申請を受理した月からです。

(ウ)災害による減免の適用は、申請を受理した月に関わらず、基準日(り災日)の属する月から適用されます。

(エ)減額理由に複数該当しても重複しての減額はできません。

(オ)世帯や課税状況の変更等により減免理由が消滅する場合は、減免理由消滅の事実が発生した月から通常の保育料をお支払いただきます。

(カ)減免理由(対象)が変更となる場合は、再度減免申請が必要です。

2　入所要件

（1）学童保育所に入所できる児童

次の条件に該当する小学1年生から小学6年生の児童は入所申込みができます。

①朝倉市内の区域内に居住していること。

②朝倉市立小学校に就学している第1学年から第6学年までであること。

③保護者の就労等により放課後帰宅しても家庭に監護する者がいないこと。

（2）入所申請できる学童保育所

原則として、通学する小学校に対応した学童保育所への入所を行っています。

＊定員に達した場合や、一斉受付期間後の随時受付においては、入所状況と児童の状況などを総合的に判断し、区域外（他の小学校への異動）の入所についても相談に応じる場合があります。

3　入所までの流れ

入所説明会開催

＊各学童保育所の入所説明会にて入所案内を配布します。

入所申込　　各学童保育所入所説明会終了後～　12月14日（月）

＊令和8年11月市報に掲載

＊申込は各学童保育所にお願いします。書類不備の場合、受付できない場合がありますので、十分ご確認ください。

審査（調査・確認）　一斉受付期間終了後

＊定員に達した場合は、入所調整します。その結果、入所をお断りする場合があります。

入所承認・入所承認のお知らせの配布　令和9年2月末予定

入所

令和9年4月1日（水）からの入所となります。
令和9年4月1日（水）以降の申込みについては随時受け付けを行い同様の取扱いとなります。

4 入所申込み

現在、在籍している児童も入所申込み（入所審査）は毎年必要です。

（1） 受付

期間　入所説明会終了後　～　**令和8年12月14日（月）**

場所　各学童保育所

＊定員に達した場合は、調整します。その結果、入所をお断りする場合があります。

（2） 入所申込みに必要な書類

①朝倉市学童保育所入所申込書兼延長保育利用申請書

②朝倉市学童保育所入所用　勤務（勤務内定）等証明書

（保育所入所用に就労証明書を取得された方はその写しで可）

③朝倉市学童保育所入所用　就労状況申告書（勤務証明書等以外）

保護者、同居の祖父母（65歳未満）の方は、②、③のいずれか該当するものを提出してください。

④朝倉市学童保育所入所児童の保健調査票

⑤学童保育所保育料減免申請書（様式第1号（第3条関係））【該当者のみ】

⑥届出書（障がい等があり特別な支援が必要な児童のみ）

学校長の証明が必要な方は、令和9年4月時点での証明が必要ですので、入所申請時には証明の欄は空白のまま学童保育所に提出してください。

＊必ず申請日を記入してください。記入誤りの場合は、二重線で訂正してください。

＊朝倉市では、障がい等があり、特別な支援が必要な児童について、各学童保育所にて受入を行っています。保育内容は、通常の学級に在籍する児童と同じように学童保育所での集団生活を行うことになります。

5 入所調整

（1）書類確認

提出していただいた書類により入所要件を確認します。

＊定員に達した場合は、調整します。その結果、入所をお断りする場合があります。

（2）入所後の変更事項、退所及び申込み取下げ・辞退について

提出内容に変更が生じた場合は、直ちに学童保育所に届出てください。

家庭において十分に児童の保育ができない状況の理由に変更が生じた場合は、入所要件の確認をする必要があるため、必ず、変更になった内容について必要書類を提出し、手続を行ってください。

＊必要な書類の提出がない場合は、入所の継続ができなくなる場合があります。

次のいずれかに該当する場合は退所(又は入所承認取消し)となります。

① 対象の児童及び保護者において定められた入所の要件がなくなったとき。
② 入所申込内容に偽りがあったとき。
③ 入所申込内容と実態が異なることが判明したとき。
④ 正当な理由がなく保育料及び延長保育料を滞納したとき。
(保育料及び延長保育料に未納があり、催告にも応じない場合等)

学童保育所での保育が不要になった場合や、入所の要件を満たさなくなった場合は、途中で退所することができます。

退所する場合は、「学童保育所退所届」を提出してください。退所日は、さかのぼることができません。退所を希望する日までに退所届の提出がない限り、翌月の保育料等が発生しますのでご注意ください。

入所申込書の提出後に、入所申込みの取り下げ又は入所辞退する場合は、「朝倉市学童保育所入所(申込取下・辞退)届」の提出が必要です。

なお、改めて入所を希望する理由が生じた場合は、再度入所申込み手続を行ってください。

各種申請書等は、本案内に掲載しているほか、朝倉市ホームページからもダウンロードできます。また、各学童保育所に備え付けられています。

申込に必要な書類

①朝倉市学童保育所入所申込書兼延長保育利用申請書
②朝倉市学童保育所入所用　勤務(勤務内定)等証明書
③朝倉市学童保育所入所用　就労状況申告書(勤務証明書等以外)
④朝倉市学童保育所　入所児童の保健調査票
⑤学童保育所保育料減免申請書(様式第1号(第3条関係)【該当の方のみ】
⑥届出書(障がい等があり特別な支援が必要な児童のみ)

※②③④については別途配布